

令和3年7月1日
国 税 庁

「令和3年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）に対する意見募集の結果について

「令和3年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）については、令和3年4月20日から令和3年5月19日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、1通の御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

1 御意見の提出状況

○ インターネットによるもの	1通
○ FAXによるもの	0通
○ 郵便等によるもの	0通
合 計	1通

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方
(別紙参照)

番号	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
1	贈与と称して、悪意を持った外国人が持った場合も、ゼロでよいか。	<p>相続等により取得した財産は、相続税法第22条により「取得の時点における時価」により評価することとされています。</p> <p>時価の算定に当たっては、客観的要素が考慮され、主観的要素は考慮されません。</p> <p>したがって、避難指示区域内の土地等を取得した者の主観的な要因は、その土地等の評価額の算定に当たって考慮されるものではありません。</p>